

序章 将来のまちのすがた

序章 将来のまちのすがた

ここで示す『将来のまちのすがた』のイメージは、「市民ワークショップ」や「子ども(次世代)ワークショップ」で出された意見を踏まえて、「第3次豊中アジェンダ21」の策定委員会でとりまとめられた「望ましい環境都市像」をもとにしています。

望ましい環境都市像 環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域みんなで創ろう～



市民参加・協働

地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち

まちづくり

地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち



人にやさしい

多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち

環境学習・環境教育

みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち



地球環境

地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち

エネルギー

くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち

交通

歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち

省資源・循環型社会

ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち



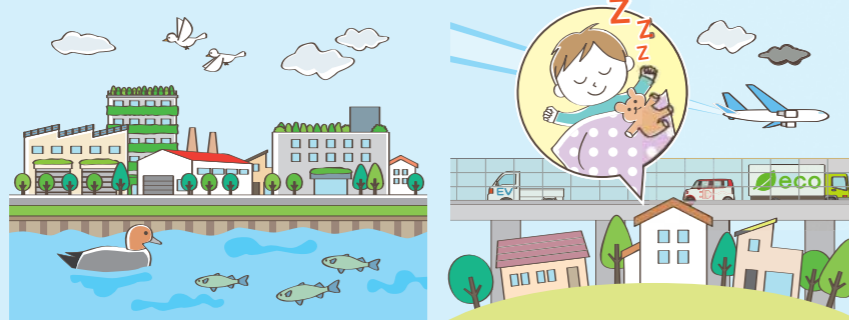
食・農

地産地消で広がる生き生き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち



音・水・大気

騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち



自然との共生

多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち



歴史・文化

身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち



ワークショップの開催について

市民ワークショップ

- 一般の市民を対象とし、計6回、107名の参加者のもと開催されました。
- 「豊中の良いところ、気になるところ」などの意見交換や、望ましい環境都市像への反映について検討しました。



子ども(次世代)ワークショップ

- 豊中市内の中学生、豊中市内の高校に通う高校生を対象とし、計3回、51名の参加者のもと開催されました。
- 自分たちの住むまちの現状や課題を知った上で、「豊中市の将来像」などについての意見交換を行いました。



※ 詳細については資料編(P76～81)に記載しています。

第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは

- 1.1 計画策定の趣旨
- 1.2 計画の役割と位置付け
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象地域
- 1.5 計画の全体構成

第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは

1.1 計画策定の趣旨

本市では、平成 7 年（1995 年）10 月に「豊中市環境基本条例」を制定し、この理念に基づき、平成 11 年（1999 年）3 月に「豊中市環境基本計画」を、平成 23 年（2011 年）2 月には「第 2 次豊中市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関するさまざまな施策を展開してきました。施策の実施状況等については、「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」によって年次報告をしています。

また、市民、NPO、事業者の主体的な取組みも非常に活発で、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ 21」は、行政計画である「豊中市環境基本計画」と“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有するなど、豊中市の環境都市像の実現をめざす車の両輪となっています。「豊中アジェンダ 21」は、市内約 140 の市民・事業者・行政等の団体から組織される「とよなか市民環境会議」によって策定されました。全国的に、行動計画が行政計画の下位に位置付けられたり、行政計画に含まれているものが多いなか、両輪として進める本市の体制は大変特徴のあるものとなっています。

一方で、「第 2 次豊中市環境基本計画」策定以後、地球温暖化の深刻化や、災害時に発生する廃棄物問題など環境を取巻く状況は刻々と変化してきました。特に、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、電源構成の変化や節電・省エネ、防災に対する市民意識の変化など、環境面からも社会に大きな影響を与えました。

国は、平成 24 年（2012 年）4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」において、めざすべき持続可能な社会の姿として、「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、「その基盤として、『安全』を確保する」ことを掲げてきました。平成 30 年（2018 年）に予定されている「第五次環境基本計画」においても、重点分野について「第四次環境基本計画」のアプローチを継続すること、行政、企業、市民等の多様な主体のパートナーシップの充実や強化を行うという方向性が示されています（平成 29 年 8 月現在）。

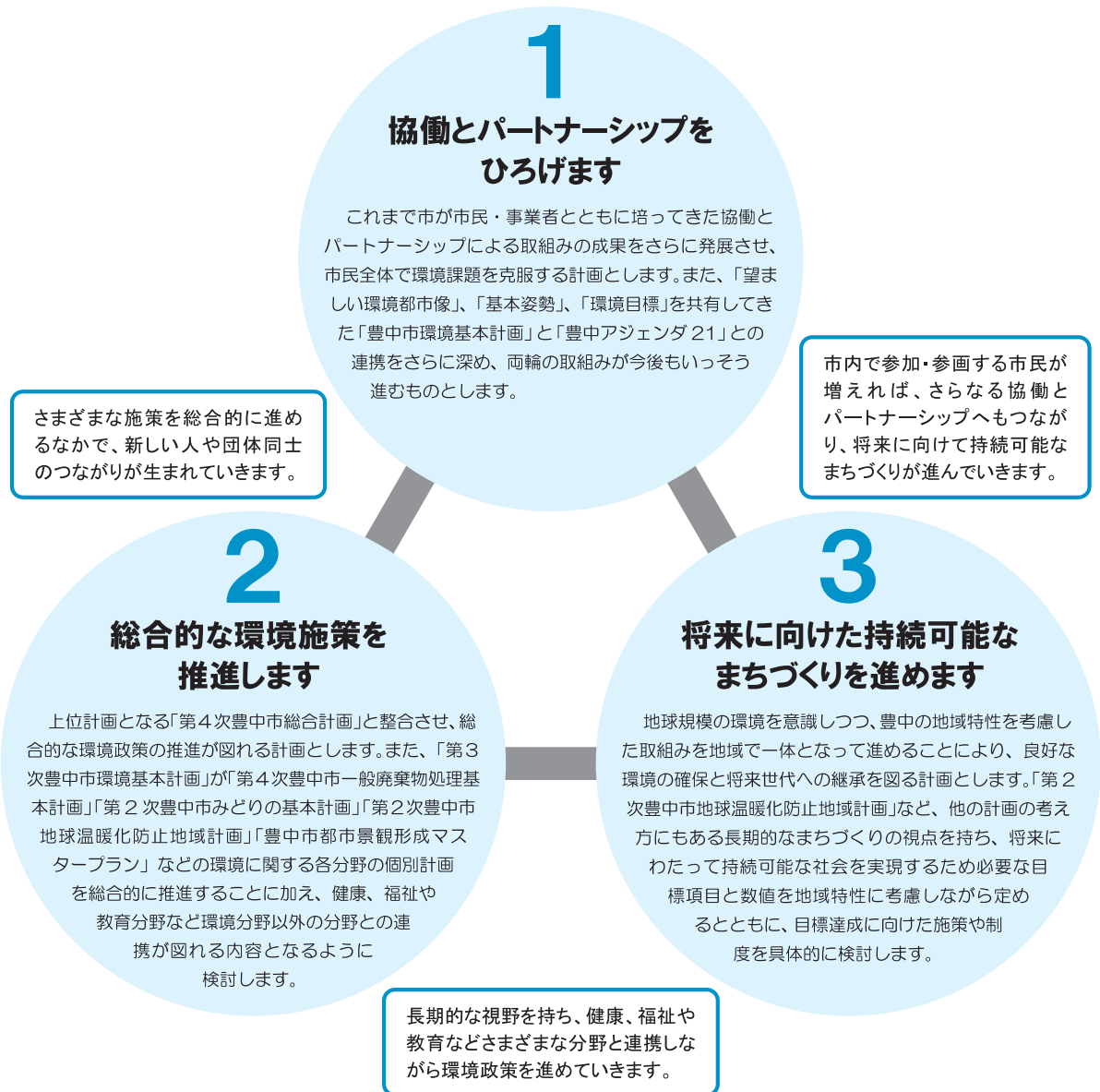
本市では、将来的な少子高齢化や人口減少の進行、地域コミュニティの変容、社会経済構造の変化などのさまざまな行政課題に対応するため、市政の最上位計画である「第 4 次豊中市総合計画」を平成 29 年度（2017 年度）に策定し、平成 30 年度（2018 年度）からスタートします。

「第 3 次豊中市環境基本計画」は、このような環境を取巻く情勢の変化や「第 4 次豊中市総合計画」の策定を受けて、「第 2 次豊中市環境基本計画」の目標年次である平成 32 年度（2020 年度）を待たずに、新たな課題に対応すべく、環境に関わる諸施策の取組みの指針として策定することとしたものです。

策定にあたって、「豊中市環境基本条例」第 8 条の規定に基づいて、次頁に基本方針を定めま

計画の基本方針

「第2次豊中市環境基本計画」の考え方を踏襲しつつも、これまでの成果を踏まえ取組みをさらに進めていくために、以下の3つを基本方針とします。3つの基本方針は、図のように相互に関連させて計画を進めます。



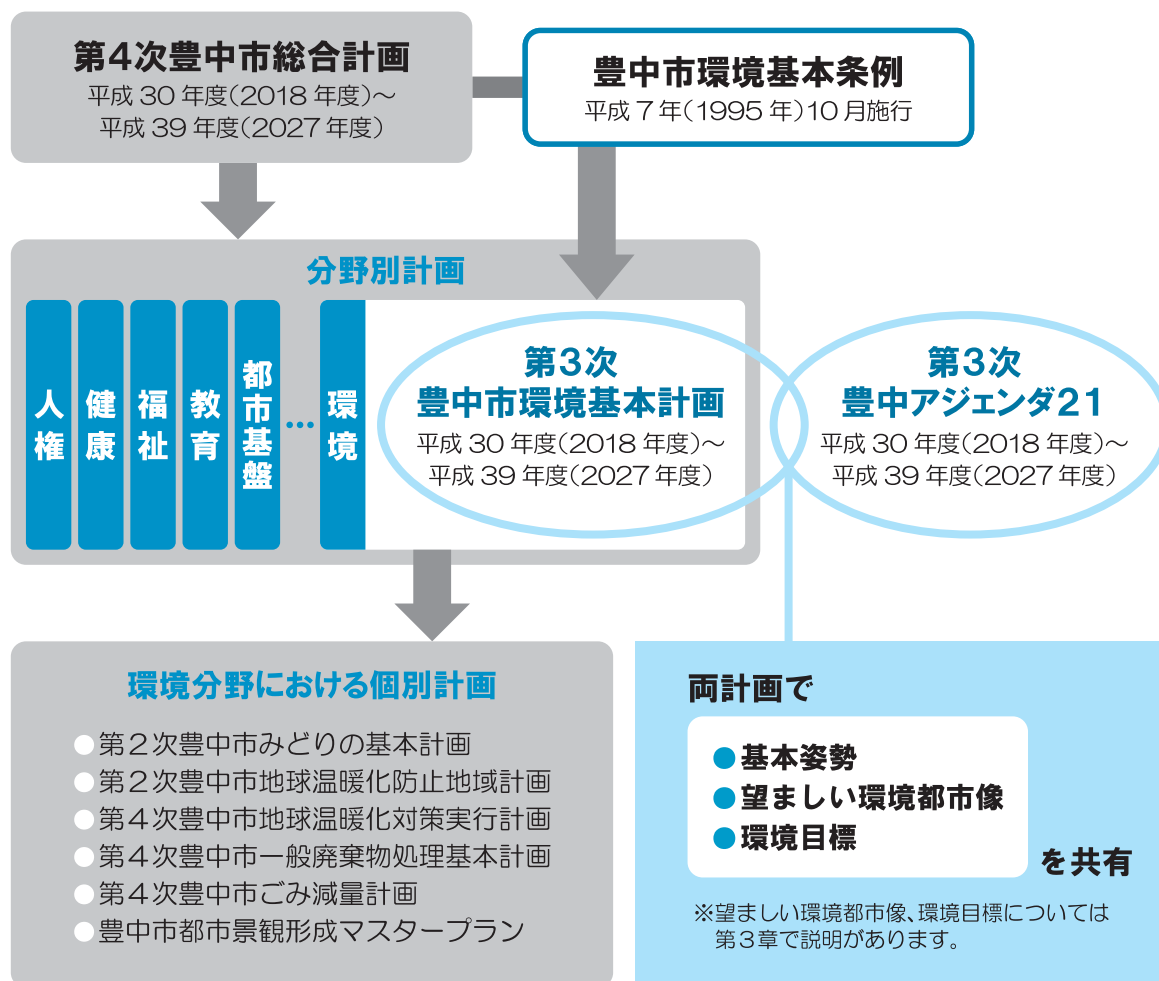
1.2 計画の役割と位置付け

① 計画の役割

本計画は、平成7年（1995年）10月に制定した「豊中市環境基本条例」に掲げる4つの基本理念と6つの基本政策に沿った持続発展可能な社会を実現するため、同条例第8条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱と、その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めたものです。

② 計画の位置付け

本計画は「第4次豊中市総合計画（以下、総合計画）」の環境分野の計画として、総合計画に掲げるさまざまな施策と共通の考え方のもと一体的に推進するとともに、本市の環境施策を総合的に推進するものであることから、人権や健康、福祉といった分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ると同時に、環境分野における各個別計画との整合も図るものとします。



③ 本計画と他計画等との関係について

1) 第4次豊中市総合計画（総合計画）

総合計画は、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。本計画は、総合計画で示されるまちづくりの環境に関する分野を総合的に取りまとめるとともに豊中市総合計画と調和を図ります。

**総合計画
施策体系**

まちの将来像

みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり	第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり
1-1 子育て支援の充実 1-2 保育・教育の充実 1-3 子ども・若者支援の充実	4-1 共に生きる平和なまちづくり 4-2 市民文化の創造 4-3 健康と生きがいづくりの推進
第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり	第5章 施策推進に向けた取組み
2-1 自立生活支援の充実 2-2 保健・医療の充実 2-3 消防・救急救命体制の充実 2-4 暮らしの安全対策の充実	5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px; margin: 5px 0;"> 情報発信 市民参加協働 広域連携 </div> 5-2 持続可能な行財政運営の推進
第3章 活力ある快適なまちづくり	総合計画施策のうち、 ○ で 示される内容は本計画と 関係が深いものです。
3-1 快適な都市環境の保全・創造 — 環境教育 みどり 生物 環境汚染 3-2 低炭素・循環型社会の構築 — 地球温暖化 ごみ 3-3 都市基盤の充実 — 公共交通 上下水道 3-4 魅力的な住環境の形成 — 景観 3-5 産業振興の充実	

2) 豊中アジェンダ21

「豊中アジェンダ21」は、環境問題に取り組む市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」が策定した市民・事業者・行政の行動計画です。

「環境基本計画」と「豊中アジェンダ21」は、“基本姿勢”“望ましい環境都市像”“環境目標”を共有し、豊中市の環境像をめざす両輪として運用しています（➡第3章参照）。“基本姿勢”は、計画の推進に臨む両者の共通姿勢であり、「参加・協働」「地域性・広域性・国際性」「共存・共生」を掲げています（下枠内参照）。

「参加・協働」・・・市民・事業者・行政の各主体が、積極的な参加と適切な役割分担により、協働による環境保全活動を進めます。

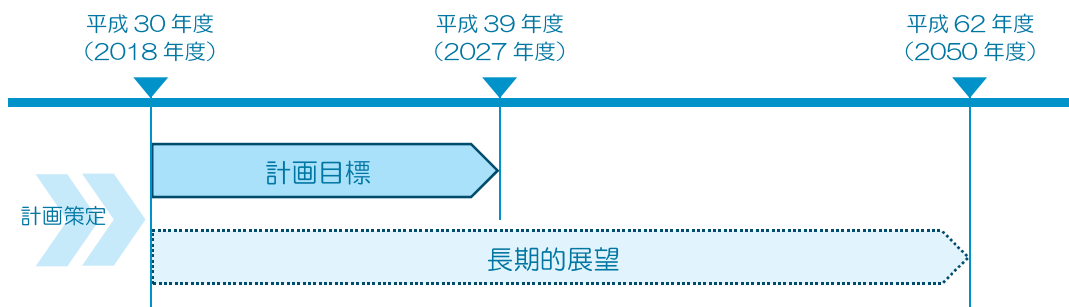
「地域性・広域性・国際性」・・・地球環境を守るため、市内の各地域のつながり、豊中市外の市民や自治体との連携、国際的な視点を持ちながら進めます。

「共存・共生」・・・私たちは長い歴史の間を自然とともに生きてきました。さまざまな生き物が暮らすことのできるまちとなるよう進めます。

1.3 計画の期間

計画期間は総合計画と同じ平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

ただし、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」など他の計画で平成62年度（2050年度）を長期的な目標年度としていることを踏まえて、平成62年度（2050年度）までを展望します。なお、本市を取巻く環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直します。



1.4 計画の対象地域

豊中市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れたら、豊中市単独では解決が容易ではない問題については、周辺自治体や大阪府・国との連携を図り、その役割を分担します。

1.5 計画の全体構成

序章 将来のまちのすがた

豊中市がこんなまちになってほしいという市民のみなさんの想い(望ましい環境都市像)が実現されている将来のまちの姿を示しています。

第 1 章 第 3 次豊中市環境基本計画とは

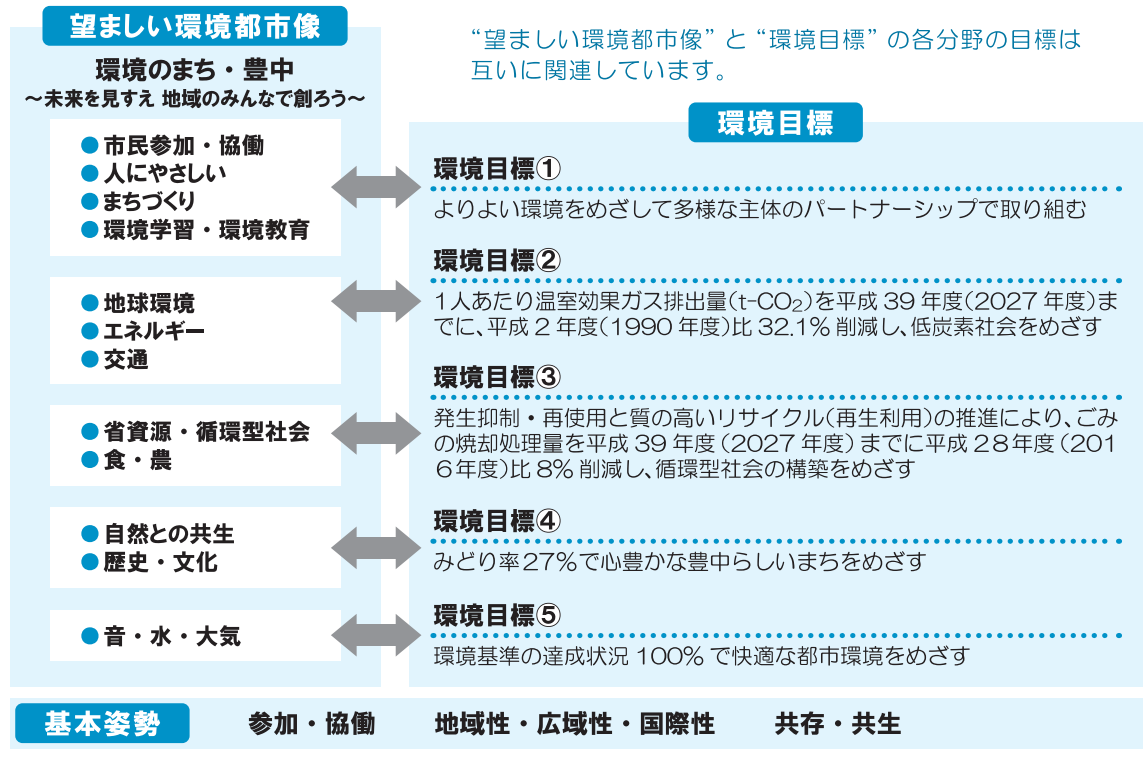
- 1.1 計画策定の趣旨
- 1.2 計画の役割と位置付け
- 1.3 計画の期間
- 1.4 計画の対象地域
- 1.5 計画の全体構成

本計画は本市における環境施策を総合的に推進するために策定したものです。計画の期間は平成 30 年度(2018 年度)から平成 39 年度(2027 年度)までの 10 年間としますが、長期的な展望を踏まえた計画とします。

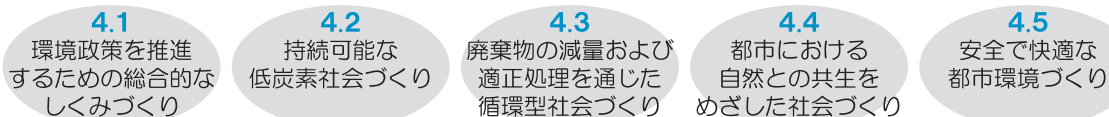
第 2 章 計画の背景

- 2.1 今日の環境を取巻く社会の状況
- 2.2.1 豊中市の環境の現状と課題
- 2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第 3 章 望ましい環境都市像・環境目標



第 4 章 目標達成のために取り組むこと



第 5 章 計画の推進方策

- 5.1 連携と役割分担
- 5.2 組織体制
- 5.3 計画の具体的な推進方策

資料編

- 豊中市について
- ワークショップの経過
- 豊中市環境基本計画策定の流れ
- 第 3 次豊中市環境基本計画策定の経過
- 環境審議会答申
- 用語解説

第2章 計画の背景

- 2.1 今日の環境を取巻く社会の状況
- 2.2.1 豊中市の環境の現状と課題
- 2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第2章 計画の背景

2.1 今日の環境を取巻く社会の状況

「第3次豊中市環境基本計画」策定の背景となる環境や社会を取巻く状況には、主に次のようなものがあげられます。

① 国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の発効

平成27年（2015年）9月、国連総会において150を超える加盟国首脳に参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディー・ジーズ）」が発効しました。これは、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、17の目標と169のターゲットから構成されており、すべての国々に対し、豊かさを追求しながら、地球を守るための行動を求めています。

② 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成20年（2008年）には1億2,808万人のピークに達し、その後、減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年（2012年）1月推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、平成62年（2050年）には1億人を割り込み、9,708万人となると推計されています。また、65歳以上の人口割合は、平成27年（2015年）に26.7%であったものが、平成52年（2040年）には36.1%になると推計されています。本市においては、大規模共同住宅の建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は人口が増加傾向にあり、平成27年（2015年）10月には39万5千人（国勢調査）となっていますが、平成27年（2015年）10月に本市で策定した「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、平成52年（2040年）の人口は38万人、また、65歳以上の人口割合は30%を超えると推計しています。

③ 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題の解決にあたっては、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・NPO・行政それぞれが連携して行動する必要性が求められるなか、国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年（2005年～2014年）の取組みが国内で行われました。国では、平成23年（2011年）6月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。また、平成27年（2015年）に採択されたSDGsはESDのより多角的な展開を求めています。

④ 地球温暖化の深刻化

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。

平成27年（2015年）12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択されました。この枠組みに対応するため、平成28年（2016年）5月に

「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、平成42年度（2030年度）の削減目標（平成25年度（2013年度）比26.0%削減）の達成に向け、機器や設備、建築物等の省エネルギー性能の向上など具体的な取組みを総合的に推進することとされています。

また、平成27年（2015年）11月には「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動の影響に備える方針が示されています。

⑤ 東日本大震災以後の社会状況の変化

国内では、東日本大震災以降、電源構成の変化に伴い温室効果ガス排出量が増加しています。このため、国は、平成26年（2014年）4月に策定した新たな「エネルギー基本計画」を踏まえて平成27年（2015年）7月に「長期エネルギー需給見通し」を発表し、エネルギー供給の安定化と温室効果ガスの削減に向けて、再生可能エネルギーの普及促進等に取り組んでいくこととしています。また、震災等を契機に、市民に節電・省エネの意識が定着するとともに、防災・減災に対する意識も高まっています。

⑥ 循環型社会の構築

世界的な資源制約の顕在化やそれを受けた資源循環経済へのムーブメント、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取巻く状況は大きく変化しています。

このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、「循環型社会形成推進基本計画」に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保する必要があります。それにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていくことが求められています。

現行の「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに先立ち発生抑制・再使用を可能な限り推進するとともに、リサイクルにおいては質の高いリサイクルが求められており、「第4次循環型社会形成推進基本計画」についても、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を進めるという方針が示されています。最終処分量の削減など、これまでの廃棄物の“量”に着目した施策に加え、「使用済製品からの有用金属の回収」「有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築」「災害時の廃棄物処理システムの強化」等、国内における循環資源の利用の高度化および安全・安心の取組み強化という“質”にも着目した基本的な方向性が示されています。

⑦ 都市における「みどり」の役割の多様化

良好な住環境を形成するうえで、みどり豊かな都市環境が求められているのと同時に、地球温暖化対策としてCO₂の吸収効果への期待や、ヒートアイランド現象の緩和、集中豪雨時における雨水の貯留、市民の日々の生活におけるうるおいなど、都市環境における「みどり」に求められる役割は多様化し、重要性が高まっています。また、都市における公園・緑地は、災害の際に避難場所や救援拠点、避難路として活用されるとともに、火災の延焼防止などに寄与するなど、市民生活に安全・安心をもたらす役割を担っています。

⑧ 生物多様性の保全

生物多様性の損失が「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」という4つの危機によって進む中、生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識のもと、その保全についての取組みが進められています。「自然と共生する世界」の実現を掲げた愛知目標の採択を受け平成24年（2012年）9月に改定された新国家戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップが示され、東日本大震災が人と自然との関係を改めて考える契機となったことを踏まえ、今後の自然共生社会のあり方が示されています。

なお、「生物多様性基本法（平成20年6月施行）」第13条に基づき、前述の「生物多様性国家戦略2012-2020」において、「生物多様性を社会に浸透させる」ことが生物多様性施策の5つの基本戦略の一つに挙げられており、平成32年（2020年）までにすべての都道府県が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を策定していることを目標としています。

⑨ 都市・生活型公害

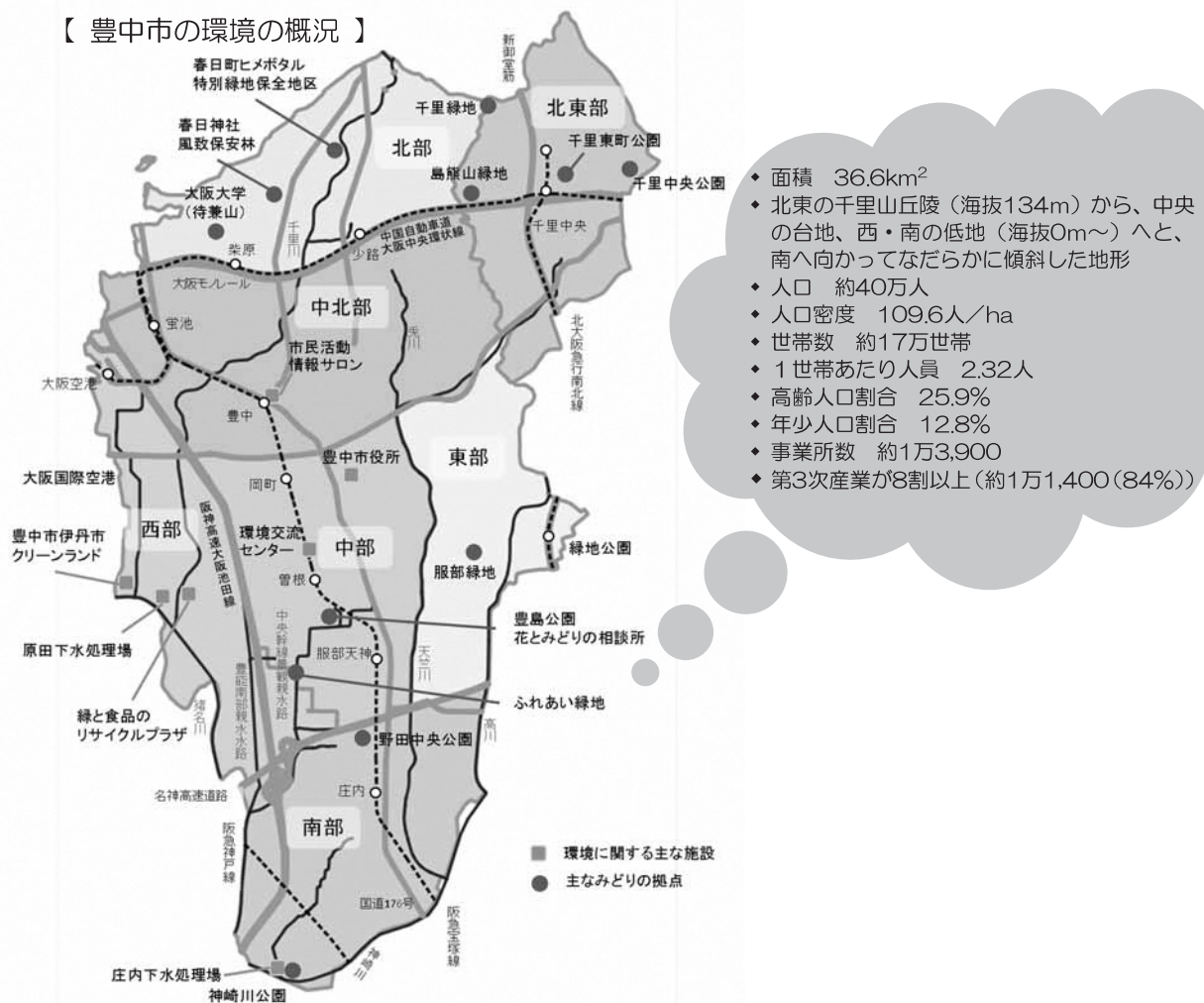
産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。また、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題であるPM2.5（微小粒子状物質）などによる環境汚染もクローズアップされています。平成27年（2015年）7月に国で策定された「水循環基本計画」においては、気候変動等の影響による渇水、洪水の深刻化が指摘され、貯留・涵養機能の維持向上や水循環に関する教育の推進など健全な水循環の維持または回復のための取組みの必要性が示されています。

2.2.1 豊中市の環境の現状と課題

豊中市は、全域が市街化区域で、市内の各地域や拠点が公共交通網で結ばれたコンパクトなまちになっています。北部から北東部には、島熊山緑地や大阪大学、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区など、良好な自然環境が残されています。また、良好な住宅地が広がり、千里中央駅周辺は都市拠点として商業・業務機能の集積が進み、北大阪急行電鉄やバス路線など、充実した交通ネットワークが形成された地域です。中北部から中部には、風致地区に指定されている住宅地や大規模な住宅団地のほか、阪急宝塚線沿いには郊外住宅地として開発された住宅地など、良好な住宅地があります。また、豊中駅周辺には商業・業務施設が、岡町駅周辺には公共施設が、曽根駅、服部天神駅周辺には文化・スポーツ施設が集積しています。東部には、服部緑地などの自然豊かな環境と、既存集落や農地が残る中に、新しい住宅地があります。南部地域や西部地域は、大阪国際空港の立地や工業の集積がみられ、庄内駅周辺には、賑わいのある商業・業務地が形成されています。

市内には環境関連の施設もいくつか存在し、それぞれ地域や施設の特徴を活かして、施設見学や環境学習などを実施し、広く市民に環境への意識啓発や情報発信を行っています。なかでも、環境活動や環境学習の交流拠点として、阪急曽根駅付近にある豊中市立環境交流センターにおいては、年間を通してさまざまな環境に関するイベントなどが行われ、本市の環境の中核をなす施設となっています。

【豊中市の環境の概況】



これまで豊中市では、持続的発展が可能な社会構築を視野に入れた環境行政の取組みを積極的に展開してきました。「第2次豊中市環境基本計画」では、5つの環境分野として「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」、「低炭素社会づくり」、「廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり」、「都市における自然との共生をめざした社会づくり」、「安全で快適な都市環境づくり」を設定し、それぞれの目標に向けて関連計画と歩調を合わせて総合的な取組みを進めてきました。「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」による年次報告においては、環境目標ごとに取組みに対して環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行い、見直しを重ねながら計画を推進してきました。

また、市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携協力して環境問題への取組みを進めてきており、環境問題に取り組む市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」では、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定し、行政計画である「豊中市環境基本計画」と両輪となって環境への取組みを進めてきました。

その他にも、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、主体的な環境活動が盛んに行われていますが、環境活動を行う市民や事業者が固定化されている傾向にあります。後述するように、環境問題の解決のためには市民一人ひとりの環境問題への関わりが重要であるため、協働とパートナーシップで関わる市民や事業者の取組みをひろげるとともに、これまで環境分野に関心が低かった方々にも関わりを持ってもらうことが課題となっています。

地球温暖化対策では、これまで「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ^{マイフス}70プラン）（改定）」に基づく施策が進められ、市民の省エネや節電意識の高まりによる温室効果ガス削減の成果が表れています。一方、東日本大震災後の節電・省エネの普及や電源構成の変化、平成27年（2015年）12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」、パリ協定の枠組みに対応して平成28年（2016年）5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」など、地球温暖化対策をめぐる状況は大きく変化してきました。これらの状況に対応するために平成29年度（2017年度）に策定された「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」では、国の「地球温暖化対策計画」を考慮しながらも、「平成39年度（2027年度）に32.1%削減」という国より高い目標を掲げており、今後いっそうの温暖化対策を推進していきます。

ごみの削減については、平成24年度（2012年度）に実施した家庭ごみの分別区分の変更等に対する市民の協力や、マイバッグ推進運動や豊中エコショップ制度での市民・事業者・行政の協働によるごみ減量施策により、着実な進行が見られます。しかし、市内人口の増加が要因となって、平成28年（2016年）4月に稼働を始めた新ごみ焼却施設の適正な処理量を上回るごみの搬入が続いているという課題があり、さらなるごみ減量に向けた取組みが求められます。

みどりの推進においては、市街化されたまちなかで一定規模のみどりの確保が難しい現状があるなか、「豊中市みどりの基本計画」に基づく自然環境の保全や緑化の推進、公園施設の整備

や改修など、量だけでなく質的なみどりにも考慮しながら、計画的に取組みを進めてきました。今日では、市民団体等による市内の自然環境に対する活動にも支えられた多様なみどりが市内で守り育まれるようになりました。一方で、宅地開発等によって、まとまりのある樹林や農地が失われたり、これまで受け継がれてきた樹木が腐朽のために失われたりしている現状もあり、豊中の自然生態系を考慮したみどりの保全、育成や、うるおいのあるまちなみ形成の取組みを、今後いっそう進めていく必要があります。また、地域の自然環境については、特別緑地保全地区の指定など、多様な生物の生息できる環境づくりを進めてきましたが、市内で確認されているアライグマやヌートリア、セアカコケグモなどの特定外来生物の対応など、生物多様性の保全に向けた取組みが求められています。

環境汚染対策としては、国の法令に基づく環境監視や「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく対策を実施し、従前からの典型公害対策のほか、PM2.5（微小粒子状物質）やヒートアイランド、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性など、新たな都市型公害への対策についても配慮しながら、施策を推進してきました。これまでのさまざまな取組みにより、市内の大気、水質、ダイオキシン類、道路騒音といった環境基準については、概ね良好な状態が保たれてきています。航空機騒音については、騒音の測定地点が航空機の着陸進入経路直下であるために改善が難しい現状があるものの、空港設置管理者や各航空会社に対し低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進などを要望するほか、近隣の伊丹市等とも協議を続け、少しずつ改善されてきています。

このように環境に関する課題が複雑化するなか、本計画においては「第2次豊中市環境基本計画」の考え方や、環境分野、環境目標、施策体系などの枠組みを基本的には踏襲しつつ、豊中市の特長である「協働とパートナーシップ」をよりいっそう活かしながら、各分野における取組みを他計画との連携により効果的かつ効率的に推進し、持続可能なまちの発展をめざしていくことが必要です。

2.2.2 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

「第2次豊中市環境基本計画」では、下表のとおり5つの環境分野ごとに環境目標を設定し、取組みに対して環境審議会から評価をいただくとともに、指標を用いた定量的な評価を行い、計画開始年度の平成23年度（2011年度）からP（Plan）D（Do）C（Check）A（Act）のサイクルに基づき、施策や事業の見直しを重ねながら計画を推進してきました。これまでの主な取組みおよび現状と課題について、次ページ以降に記述していきます。

第2次豊中市環境基本計画の環境分野ごとの環境目標と評価指標

環境分野	環境目標	評価指標
1.環境政策を推進するための総合的なしくみづくり	よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む	市民団体：市民団体の環境活動の取組み事例数（件） 事業者：ISO、EA21等環境マネジメントシステムを取得している市内事業所数（件） 事業者：事業者の環境活動の取組み事例数（件） 行政：環境関連施策・事業数（件） 市民：実際に環境に関する取組みをしている人の割合（%）
2.低炭素社会づくり	1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）を平成2年度（1990年度）比20%削減し、低炭素社会をめざす	1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） 平成2年度（1990年度）比（%）
3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり	3R*行動の推進により、ごみの量を平成21年度（2009年度）比20%削減し、循環型社会をめざす （※3R（スリーアール）とはリデュース（発生抑制、Reduce）、リユース（再使用、Reuse）、リサイクル（再生利用、Recycle）の3つのR（アール）の総称です）	ごみ*の量（t）平成21年度（2009年度）比（%） （※ここでいう「ごみ」とは資源化されずに焼却・破碎等されるごみとします）
4.都市における自然との共生をめざした社会づくり	みどり率27%で豊中らしいまちなみがはぐくまれたまちをめざす	みどり率*（%） （※「みどり率」とは、樹林・樹木、草地、農地、水面（ため池や河川・水路）の総量を評価するものです） みどり率＝（樹林・樹木＋草地＋農地＋水面＋屋上緑化で覆われた面積）／市域面積
5.安全で快適な都市環境づくり	環境基準達成状況100%で快適な都市環境をめざす	大気環境基準達成状況（%） 水質環境基準達成状況（%） 道路騒音環境基準達成状況（%） 航空機騒音環境基準達成状況（%） ダイオキシン類環境基準達成状況（%）

1.環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

これまでの主な取組み

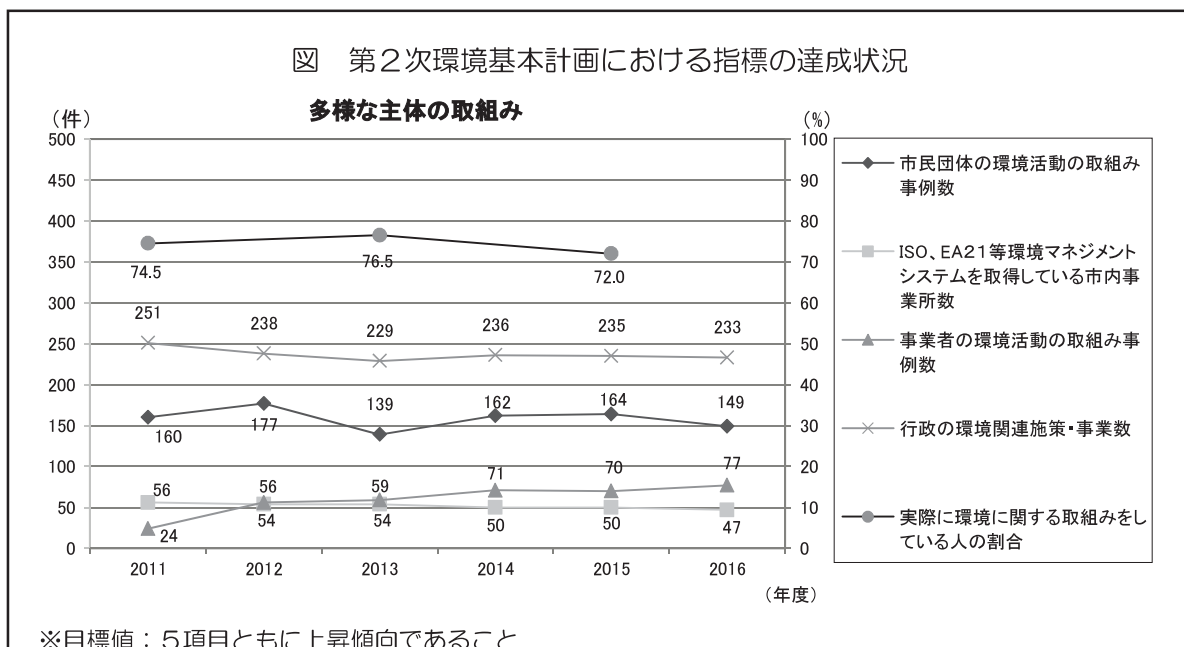
本市では、平成10年度（1998年度）に「とよなか市民環境会議」が市民・事業者・行政の行動提案である「豊中アジェンダ21」を策定するなど、早くから市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによる環境への取組みを進めてきました。

具体的な取組み事例として、NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21との共催による「とよなか市民環境展」の開催、豊中緑化リーダー会や豊中みどりの交流会など市民や NPO による自主的な公益活動の支援、環境フォーラムでの「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」の公表などの環境政策への市民参加・参画の推進の取組みなどがあります。

また、市では、市民等の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に情報提供などを行ってきました。

計画の進行管理としては、「とよなかの環境（豊中市環境報告書）」を毎年度発行し、環境審議会による評価や市民からの意見などをもとに施策や事業を見直し、計画的に推進してきました。また、計画の推進にあたっては、全庁的な推進組織である環境委員会などの体制により、庁内での連携を図ってきました。

「第2次豊中市環境基本計画」においては、平成23年度（2011年度）から平成28年度（2016年度）の評価指標は、下表のように推移してきました。



指標としていた「市民団体の環境活動の取組み事例数」は増減しながらも概ね横ばい、「事業者の環境活動の取組み事例数」は増加傾向にあり、市域における市民・事業者による環境活動は一定進められてきたものと考えられます。また、「実際に環境に関する取組みをしている人の割合」（2年に一度の市民意識調査結果によるもの）も、微増減しながらも概ね横ばいとなっています。

また、「ISO、EA21 等環境マネジメントシステムを導入している市内事業所数」は、平成23年度（2011年度）に56件であったのが、平成28年度（2016年度）には47件と年々減少傾向にあり、環境マネジメントシステムの認証取得に係る事務手続きの煩雑さや費用面が事業者の負担となっているなどの背景から、事業者が自社で独自の取組みを進めていることが理由として考えられています。

現状と課題

本市では、市民・事業者・行政の各主体の活動にとどまらず、協働とパートナーシップによる環境活動やイベントなどが数多く実施され、よりよい環境づくりに向けた取組みが着実に進められてきました。しかしながら、積極的に環境活動に関わる人がいる一方で、活動する個人や事業者が固定化していることが課題となっています。今後は、協働とパートナーシップによる取組みを発展させ、健康や社会福祉、子育て関連など、環境以外の分野で活動している団体にもそれぞれの活動に関連した環境活動に取り組んでもらえるよう働きかけていくことや、イベント等を通じて団体間の交流が促進されるようにしていくことが必要です。また、継続した活動を推進するための支援や表彰制度の充実も望まれます。

さらに、日常のごみの分別といった環境行動に対する関心の薄い市民層にどのように働きかけるかといったことも課題であり、すべての市民に向けて、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」との両輪の取組みを引き続き普及し、いまはまだ環境活動に取り組んでいない市民、事業者に働きかけるとともに、さまざまな形で環境活動に関わることができるよう支援を行うことが必要です。特に、次世代の担い手である若年層、今後増加が予想されるシニア層への働きかけが重要と考えられ、ニーズに合った環境情報を多彩な手法で提供することや、取り組みやすいしくみづくり、地域コミュニティや事業所での環境教育による人づくりの推進が必要です。

また、多様化する環境問題に対応するために、行政内部においても部局間を越えた連携を図ることが求められています。

2.低炭素社会づくり

これまでの主な取り組み

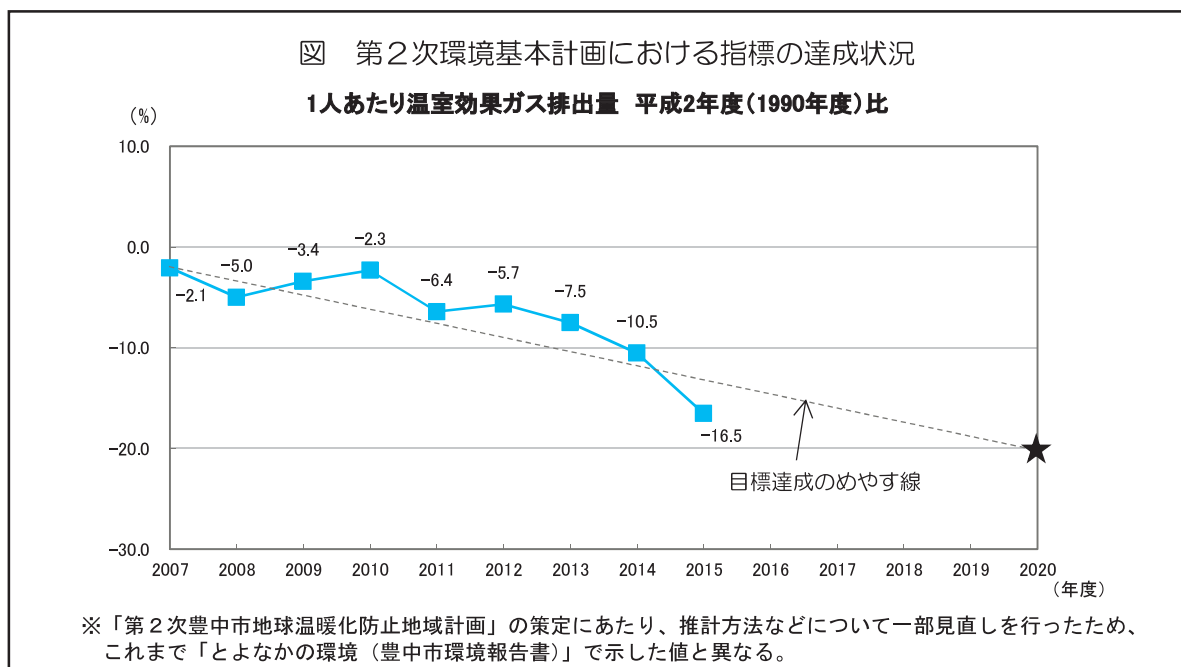
本市は平成19年(2007年)11月に「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」を策定し、平成2年度(1990年度)比で平成62年度(2050年度)に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を70%削減するという目標を長期に展望しながら、平成32年度(2020年度)に20%削減することを目標に、市民、事業者と協働しながら地球温暖化対策を推進してきました。

計画に基づく具体的戦略として、学校等における光熱水費削減分還元制度(フィフティ・フィフティ制度)や、家庭向けの省エネ相談、家電の省エネ診断、見える化モニターの貸出し、市独自のエコポイントチケット「とよか」の発行、住宅用再生可能エネルギーシステム(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)の設置補助、またコミュニティバスなど運輸部門の対策などを実施してきました。

平成25年度(2013年度)3月には、「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)」を改定し、豊中市の特長を活かした施策をいっそう進めるため、家庭部門における給湯対策として家庭用燃料電池システムの設置補助を実施するとともに、業務部門における再生可能エネルギー導入促進として、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システムの設置や豊中市伊丹市クリーンランド^{*}の新炉における高効率発電システムの導入を行いました。

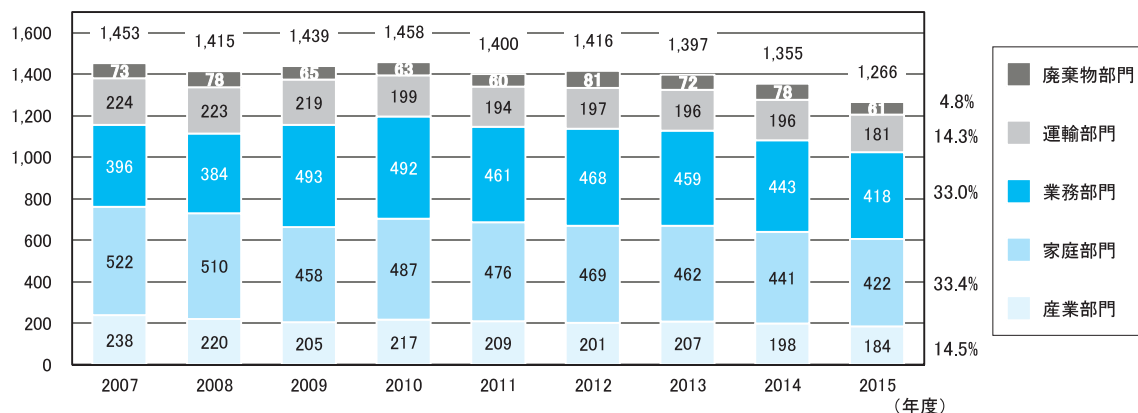
これらの取り組みや、市民や事業者の省エネ意識の定着、継続的な取り組みにより、評価指標としていた「1人あたりの温室効果ガス排出量 平成2年度(1990年度)比」は年々減少し、直近の平成27年度(2015年度)には16.5%まで削減が図られています。なお、市民や事業者の省エネ意識の変化は、東日本大震災後の電力需給逼迫の経験の影響もあると考えられます。

^{*}豊中市伊丹市クリーンランドは、豊中市と伊丹市が、共同でゴミ処理を目的に設立した一部事務組合(ゴミ処理施設)です。



(参考) 部門別排出量の推移 (排出係数固定)

(千t-CO₂)



※電気の排出係数について

電気の排出係数とは、1kWh 電力を発電する際に排出される CO₂ 排出量 (kg) のこと。排出係数は、その年度の水力、火力、原子力などといった発電方法の割合によって異なり毎年変動します。豊中市内で消費される電力の大部分を供給している関西電力では、平成 23 年度 (2011 年度) 以降、原子力発電の停止に伴い、二酸化炭素の排出が多い石炭や天然ガスといった化石燃料による発電の比率が高まったことなどにより排出係数が大きく変動しています。

温室効果ガスの排出量は、市民等における実際の省エネ活動等による増減のほか、この電気の排出係数の変動によっても増減するため、上図では平成 2 年度 (1990 年度) の係数 (0.424kg - CO₂/kWh) に固定して図化しています。

現状と課題

本市では、市民・事業者の省エネなどの取組みによって、一人あたりの温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、一定の成果が見られています。

平成 29 年度 (2017 年度) に策定された「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」では、国の温暖化対策の動向や、本市でのこれまでの経過を踏まえ、「平成 39 年度 (2027 年度) に 32.1%削減」という国より高い目標を掲げており、今後いっそうの温暖化対策の推進が必要となっています。

本市は、大阪府内有数の住宅都市であり、豊富な住宅ストックを有するという特性から、「すまい」に着目した対策に大きな削減ポテンシャルがあります。個々のすまいにおいて省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、低炭素に資するライフスタイルを普及していく必要があります。業務部門についても、家庭部門と同等の排出削減が求められていることから、先進的な省エネ技術を導入しつつ、エネルギーの見える化やエネルギー管理の徹底などにより大幅な省エネ化を進めることが必要です。

また、充実した公共交通網等を最大限活用した歩いて暮らせるまちづくりの推進とあわせ、環境負荷の少ない自動車の普及や一人ひとりのエコドライブの実践等を進めていく必要があります。

3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

これまでの主な取組み

本市では、平成23年(2011年)3月に「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を、平成24年(2012年)3月には「第3次豊中市ごみ減量計画」を策定し、ごみの量を平成21年度(2009年度)比で20%削減することを目標として、市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の構築に向けた取組みを進めてきました。

平成25年度(2013年度)に創設した「豊中エコショップ制度」では、環境に配慮した取組みを実践している小売店や飲食店をエコショップとして認定し、消費者の利用を促してきました。マイバッグ持参・レジ袋削減に向けては、事業者や市民団体と協定を締結し、取組みを推進してきました。また、学校給食の食品残渣と街路樹などの剪定枝を緑と食品のリサイクルプラザで堆肥化し、土壌改良材「とよっぴー」として活用するとともに、環境教育にも役立っています。

家庭系ごみ減量の取組みとしては、「2020(フレフレ)ごみ減量(げん)通信」や「わが家のごみカレンダー」を発行して、ごみの減量やリサイクルに関する情報を市民に提供するとともに、再生資源集団回収を推進してきました。

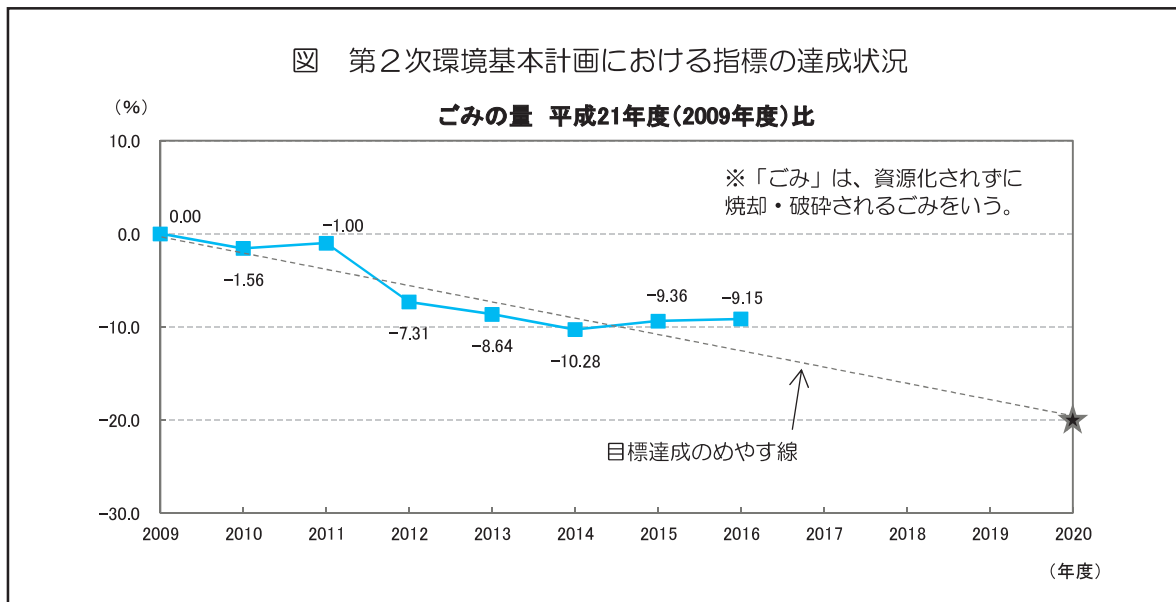
事業系ごみについては、立入調査や研修会を実施したり、「事業系ごみ減量マニュアル」を市内すべての事業者配布するなど、直接的な働きかけによりごみ減量と適正処理を推進してきました。

また、食品ロスの削減をめざして、「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」を作成し、食品ロスの基礎知識や削減の実践例を情報提供したり、食品ロス削減につながるレシピを募集する「豊中エコレシピコンテスト」を実施するなど、一人ひとりの“もったいない”意識向上を図り、身近な実践行動につなぐため、周知活動に取り組んできました。

さらに、平成28年(2016年)1月からは、有用金属の回収によるごみ減量と資源の有効利用を図るため、市内16の公共施設に使用済小型電子機器等の回収箱を設置するなど積極的な取組みも進めています。

また、平成24年(2012年)4月からの中核市移行に伴って、産業廃棄物関連業務が大阪府から事務委譲され、産業廃棄物の適正処理に関する許可、指導などを行っています。そのほか、近年の市の大きな動きとしては、平成24年(2012年)4月からの家庭系ごみ分別収集の区分変更、および豊中伊丹スリーR・センターの業務開始、平成28年(2016年)4月からの豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設の本格稼働などがあげられます。

「第2次豊中市環境基本計画」で評価指標としていた「ごみの量 平成21年度(2009年度)比」については、計画の実施以降、市民・事業者・行政による継続した取組みの成果により、目標達成のめやす線を下回る状況で減少してきていましたが、平成27年度(2015年度)、平成28年度(2016年度)では増加に転じています。これには、本市における人口増加や景気の動向、平成28年度(2016年度)に施行された持ち去り行為の禁止規定による影響などの複合要因と考えられています。



現状と課題

本市の人口は増加傾向にあり、国勢調査によると、平成27年(2015年)10月には約39万5千人となり、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設の施設規模設定人口の36万4千人より3万人強上回っています。人口の増加が今後もしばらく続くと予想されていることから、市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量にいっそう取り組んでいく必要があります。現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設は、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」策定時の計画量(約100千t/年)を上回るごみが搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっていること、また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場については、今後とも安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要もあることから、今後さらにごみ減量を進めていく必要があります。特に、可燃ごみに多く含まれる食品ごみ・紙ごみの減量を進めることで、家庭系ごみ、事業系ごみを減量するとともに、資源化率を向上させることが必要です。

そのためには、環境にやさしいライフスタイルを一人ひとりが実践し、市民・事業者・行政が連携しながら継続的な取り組みをいっそう進めていくとともに、少子・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容を踏まえ、地域における循環型社会の構築に向けた施策を実施していく必要があります。

その他にも、災害の頻発化・激甚化といった社会・気象状況の変化のなか、大規模な地震や風水害が発生した際には、大量の災害廃棄物が発生することから、こうした事態に対する平時からの備えが必要となっています。産業廃棄物においては、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、適正処理を計画的に進めるとともに、事業者に対して、期限内処理について周知を行う必要があります。

4.都市における自然との共生をめざした社会づくり

これまでの主な取組み

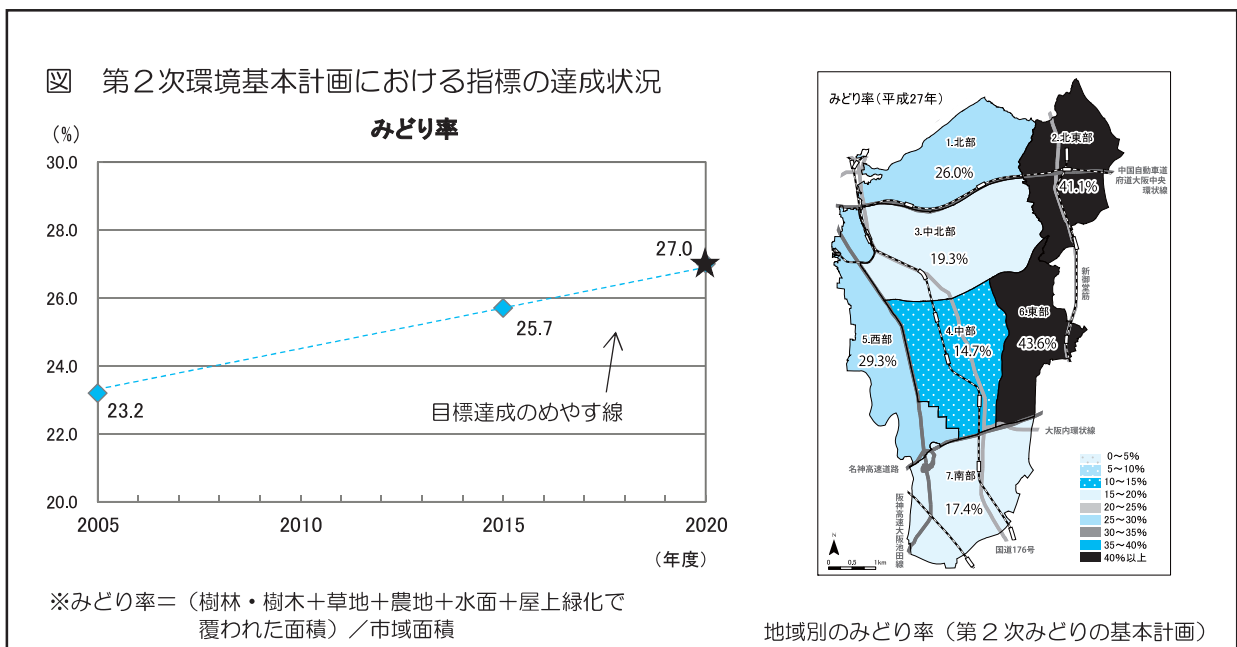
本市の緑地の保全および緑化の推進については、平成11年(1999年)5月に策定した「豊中市みどりの基本計画」を中心に、市民・事業者・行政が一体となって、質の高いみどりの保全・創出と、歴史や文化、景観やまちなみなど、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めてきました。

平成17年度(2005年度)には、それまでの施策に対する中間総括を行い、「選択と集中」の手法も取り入れながら取組みを進めてきました。中間総括では、樹林・樹木とともに、草地、農地、水面、屋上緑化などが、美しいまちなみの創出やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持等物理的な側面とともに「関わり」の面において市民の満足度に寄与すると考えられることから、これらが市域面積に占める割合を示す「みどり率」を新たな指標に設定しました。また、少子高齢化、人口減少、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応したみどりの保全・創出の取組みとして、交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを始動し、市民参加による緑化活動の基礎づくりを進めてきました。

まちなかにおける地域の自然環境の保全については、服部緑地や千里緑地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、公園・緑地やビオトープなどにおける自然環境啓発を推進してきました。市街化が進む中、希少な種であるヒメボタルの保全を推進するために「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」を指定しました。

都市の景観形成においては、都市景観形成推進地区の指定や景観形成協定、建築協定の締結や、子どもたちが景観について学ぶことができる「とよなか・景観学習帳」を用いた意識啓発などを進めています。

「豊中市みどりの基本計画」は、平成29年度(2017年度)に見直しを行い、都市緑地法運用指針の参考資料である「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に基づき、生物多様性にも配慮した計画としました。



評価指標としていた「みどり率」（樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合）については、平成17年度（2005年度）から調査を実施していますが、市民や事業者の協働による取組みや、「豊中市みどりの基本計画」に基づく継続的な取組みの成果により、平成27年度（2015年度）調査では25.7%となり、目標の27.0%に向けて順調に推移しています。また、最新の市民意識調査の結果（平成29年度（2017年度）実施分）では、市民の「身近なみどりに対する満足度」は7割近くに達しており、周辺にみどりを感じられる環境が一定水準に到達していることが伺えます。

現状と課題

最新の調査では「みどり率」は増加していますが、市街化の進行と樹木の腐朽などにより、良好な都市景観を形成している貴重なみどりが減少するとともに、農地や農業用水の確保に利用されていたため池が減少しています。今後は、残された樹林地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、老木化した緑化樹木などへの対応が求められる新たな段階を迎えています。

まちなかでは、開発行為などによってまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られる一方で、公共施設の整備や環境配慮指針による宅地化などの開発行為に伴う緑化協議などによるみどりの増加が見られています。今後もみどりを保全・創出する制度を推進するとともに、積極的な普及啓発や、市民との協働によるまとまりのあるみどりの保全などが求められます。また、身近なところで季節を感じられる沿道緑化や壁面緑化等の普及促進など、視覚的に効果のある多様なみどりの配置や育成についての検討も必要です。良好な地域のみどりの環境の維持には、地域住民が話し合いや調整を行い、公園・緑地や緑道を魅力的に活用していくための自主管理協定制度や愛護活動制度、豊中市アダプトシステムなど、市民が地域のみどりの維持管理に関わっていくことが不可欠です。これらの取組みに参加する団体数は、近年は横ばい傾向となっており、活動を後押しするためのさらなる情報発信や啓発、市民が活動に参加しやすい機会づくりなどの取組みが求められます。

生物多様性の状況をみると、概ね昭和30年（1955年）から昭和40年（1965年）に行われた調査結果では、市内に生育する植物種は約1,033種（「新修豊中市史第3巻（自然）」より）となっていますが、平成15年（2003年）から平成19年（2007年）にNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が行った調査では、これらの種類のうち51種が確認できなかったとの報告があり、生物種の減少が懸念されています。市民との協働による森林病害虫対策や里山保全など、適正な維持管理による樹林地などの保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など生物多様性に配慮した取組みが求められます。

今後、「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして施策を推進していく必要があります。

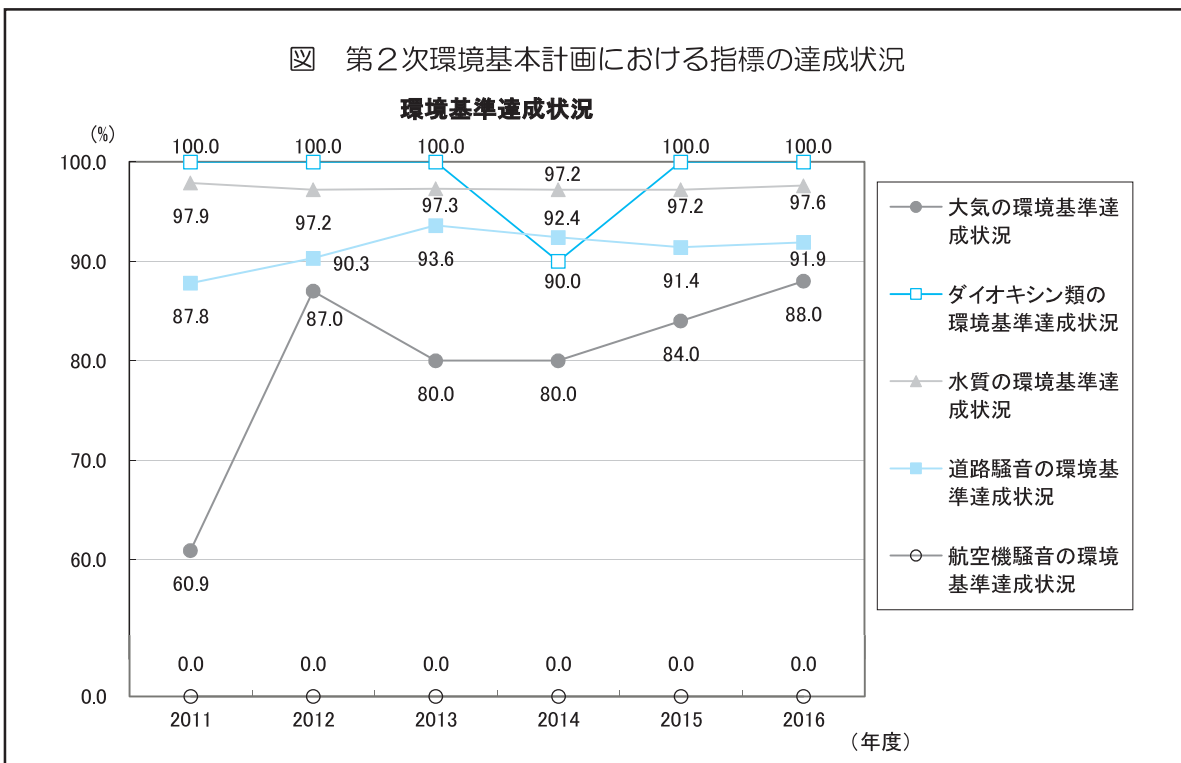
5.安全で快適な都市環境づくり

これまでの主な取組み

本市では、大気汚染や水質汚濁などの典型公害対策として、発生原因である工場・事業場に対して届出や立入検査により規制基準の遵守を指導してきました。また、大気汚染常時監視測定局でPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を24時間観測した結果をホームページで即時公表し、注意喚起に努めています。航空機騒音についても常時監視を実施するとともに、空港設置管理者や各航空会社に対して低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進を要望しながら、周辺地域の整備および環境改善に努めてきました。

ヒートアイランド対策としては、小学校などにおけるみどりのカーテンづくりを支援するなど、市街地における壁面緑化、屋上緑化の普及・促進や透水性舗装などを推進してきました。また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、1,000平方メートル以上の開発など大規模な事業を行う場合に、環境に配慮したものとなるよう事業者と豊中市が協議し、緑地および透水性舗装などを含めた事業区域の緑化および雨水浸透などを進めてきました。

評価指標としていた環境基準の達成状況については、平成23年度（2011年度）からの6年間で、大気、水質、道路騒音については、増減しながらほぼ横ばいとなっています。ダイオキシン類についても、平成26年度（2014年度）をのぞいて100%を達成しています。航空機騒音については、航路直下では環境基準を達成することが難しい状況にありますが、低騒音機の導入等が一定進んでおり、中長期的には少しずつ改善傾向にあります。



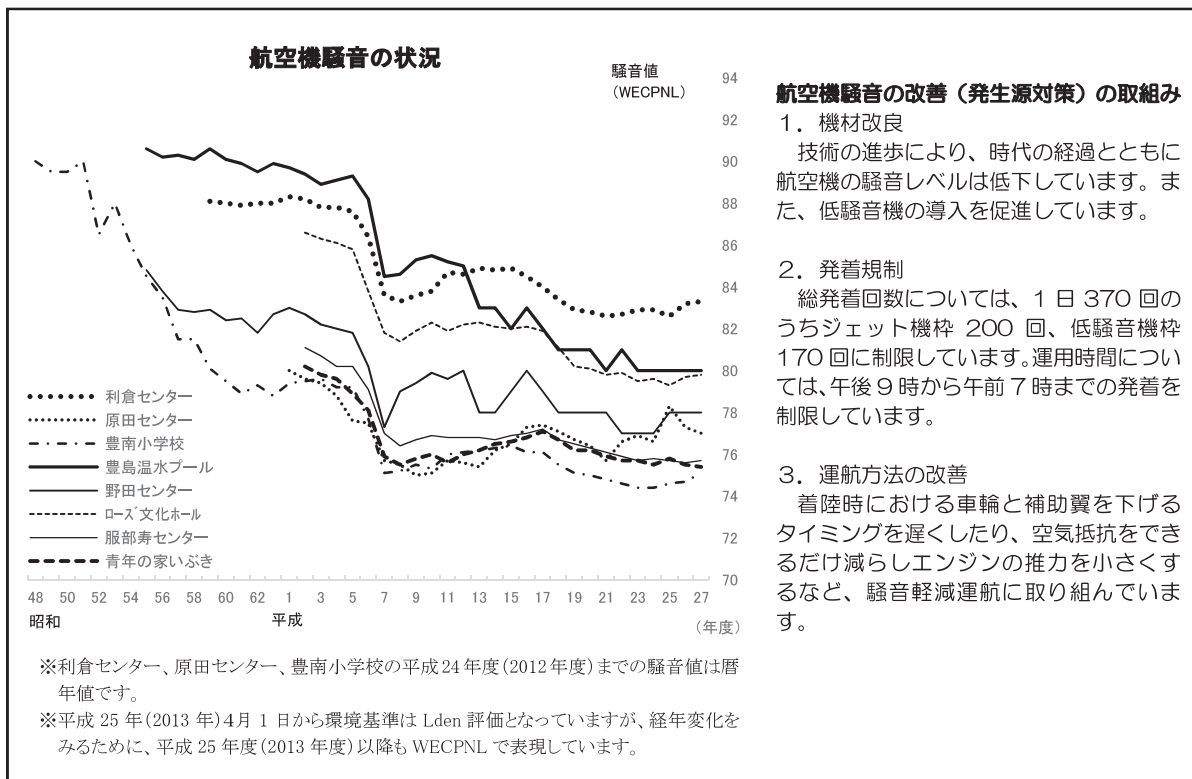
現状と課題

本市での典型公害に関する環境基準達成状況は、これまでの継続した取組みの結果、ほぼ良好な状態を保っています。今後も、大気環境、水環境、土壌環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう、健全なまちをめざしていく必要があります。また、昭和50年代に多用されていたアスベスト含有建材を使用した建物の解体工事は平成40年頃にピークを迎えると言われていたことから、解体現場パトロールやアスベスト濃度測定を行い、アスベスト飛散防止対策を進める必要があります。

また、都市・生活型公害に関しては、市独自で解決が困難なPM2.5（微小粒子状物質）や光化学オキシダントおよび航空機騒音などに対する広域的な取組みについて、継続的に関係機関（国や大阪府、空港設置管理者や各航空会社等）に積極的に働きかけるとともに、環境の現状や対策の実施状況について市民に伝わりやすい手段で情報提供を行っていく必要があります。ヒートアイランド対策としては、市街地における緑化を促進するとともに、環境配慮対象事業において、引き続き事業者と十分に協議し、敷地内緑化の推進等の環境に配慮した取組みを進める必要があります。

水環境、水循環の取組みに関しては、近年の気候変動による集中豪雨などの異常気象を考慮して検討を進める必要があります。

未達成項目は環境基準達成100%に向けた取組みをいっそう推進しますが、航空機騒音については環境基準の達成状況に加え、下記のような改善の取組み状況とあわせて総合的に評価する必要があります。



第3章 望ましい環境都市像・環境目標

第3章 望ましい環境都市像・環境目標

本計画と「第3次豊中アジェンダ21」は“望ましい環境都市像”“基本姿勢”“環境目標”を共有し、両輪となって環境への取組みを進めます。取組みを推進するにあたっては、「参加・協働」、「地域性・広域性・国際性」、「共存・共生」を基本姿勢とします。

望ましい環境都市像

環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域のみんで創ろう～

望ましい環境都市像は序章「将来のまちのすがた」で示されるように、市民・事業者・行政の行動計画「第3次豊中アジェンダ21」策定の中で、市民意見をもとにまとめられたものです。

市民参加・協働	地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち
人にやさしい	多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち
まちづくり	地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち
環境学習・環境教育	みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち
地球環境	地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち
エネルギー	くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち
交通	歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち
省資源・循環型社会	ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち
食・農	地産地消で広がる活き活き農業と、「とよっぴー」を紡いで食育が実感できるまち
自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち
歴史・文化	身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち
音・水・大気	騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち

望ましい環境都市像のさまざまな視点から捉えられたまちの像、環境分野の各目標は互いに関連しています。

環境目標

環境目標は本行政計画「第3次豊中環境基本計画」策定の中で、分野別計画と整合を図りながら、定められたものです。「第2次豊中市環境基本計画」の環境分野や目標を基本的に踏襲しています。

環境目標 ① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

「豊中アジェンダ21」との両輪での取組みをいっそう進めながら、これまで関わる機会の少なかった市民や事業者の参加を促すことで、豊中の環境活動のすそ野がひろがるような取組みを進めていきます。

環境目標 ② 1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成39年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす

平成62年度(2050年度)の削減目標は「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マサス}70プラン)」の目標値を維持し、平成2年度(1990年度)比70%削減とし、取組みを進めていきます。

環境目標 ③ 発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を平成39年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

中間目標年度(平成34年度)に焼却施設で適切に処理できる量(平成27年度比4%減)に収めるようごみ減量を推進し、最終年度(平成39年度)には大阪府内自治体の上位水準の焼却処理量を達成できるよう取組みを進めていきます。

環境目標 ④ みどり率27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして、市民・事業者・行政の協働のもと取り組んでいきます。

環境目標 ⑤ 環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす

環境の監視を継続し、市独自での解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携して、より良い生活環境づくりに取り組んでいきます。

環境分野

環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

持続可能な低炭素社会づくり

廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

都市における自然との共生をめざした社会づくり

安全で快適な都市環境づくり

